

令和7年度

# 学校いじめの防止等基本方針



☆入学から卒業まで笑顔で！☆

学校教育目標　自分の考えをもち 互いを認め合い よりよい未来を歩もうとする子の育成

① ほんきで がんばる子

② うれしさ いっぱいの子

③ ともだちを たいせつにする子

④ じけず すすむ子



京都市立鳳徳小学校

# 令和7年度 京都市立鳳徳小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめの防止対策推進法（平成25年法律第71号）、「京都市いじめの防止等に関する条例」（平成26年10月10日条例第16号）、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や、本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 総合育成支援教育主任 学年主任  
LD等通級指導教室担当 スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー

### (2) 役割

- ・ 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・ 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・ 各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・ いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・ 重大事態に対する判断と対応
- ・ ケース会議の実施
- ・ 関係機関、専門機関との連携対応

### (3) 開催時期

定例委員会は、毎月1回開催。

※緊急対応の場合はこの限りではない。

### (4) 児童・保護者への周知方法

#### ① 児童へのはたらきかけ

- ・ 朝会で、本方針、いじめ対策委員の紹介を行う。
- ・ 朝会（5月）で、基本的人権の尊重、いじめ問題等人権にかかわる内容の話をし、各学級で人権に対しての話し合いを行い人権に関する意識を高める。
- ・ 人権週間に合わせ、学校図書館に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・ 非行防止教室・情報モラル教室・ケータイ教室・薬物乱用防止教室を実施する。

## ② 保護者へのはたらきかけ

- ・学級懇談会で、本方針の説明と取組について説明を行う。
- ・休日参観日の学校説明会で、基本方針について説明する。

# 3 学校いじめ防止プログラム

## (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

### ① 学習環境の整備

- ・日々の見回り、毎月の安全点検により、危険箇所を早期に発見し、速やかに修繕・修理を行う。
- ・親児の会・PTAと協働でグリーンベルト整備や樹木の伐採を行うとともに、学校園、花壇の整備を行い花にあふれた学校環境を整える。
- ・児童会による学校のきまりの見直し、集会での呼びかけにより自発的に学校の規律を徹底する。
- ・たてわり掃除で協力して掃除に取り組み、美しい環境を整える。

### ② 授業改善（「わかる授業」「生徒指導実践上の4つの視点を意識した指導・取組」）

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。（学習相談日・帯時間の活用）

### ③ 道徳教育、人権教育の充実

- ・「考え、議論する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れたいじめに関する道徳教育の推進を図る。
- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・参観懇談で、いじめは絶対に許されないことや命の大切さ等人権にかかわる内容を題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・12月に人権月間を設定する。

### ④ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

#### ア 児童会活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・縦割り活動（異年齢集団）を積極的に取り入れ、望ましい人間関係の育成を図る。

#### イ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通じ、自己有用感や達成感を感じるとともに、好ましい人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習に伝統文化・地域教材を積極的に取り入れ、高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・全校音楽を計画的に行い、合唱を通して心を合わせる楽しさや共感する楽しさを味わい、豊かな感性を養う。
- ・学校運営協議会・鳳徳ふれあいネットワークによるPTA・地域と連携したふれあい活動の体験を通して、利他の精神を学び、より良い社会を創ろうとする態度を涵養する。

### ⑤ 児童生徒同士の絆づくり

- ・毎年の組替えによる新たな人間関係づくりを通してコミュニケーション能力を高める。
- ・学級活動での係活動の自主的な取組で、みんな遊びや集会を運営することにより、だれとでも仲良くする態度を涵養する。
- ・たてわり遠足・たてわり遊び等の計画的な実施により、異学年児童同士の絆づくりを行い、自分たちの学校を大切にし伝統を重んじる態度を育成する。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ① 日常の児童生徒に関する情報の共有

- ・日常の観察や日記等で、些細な変化に気づき実態把握に努める。
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「生徒指導委員会」で情報を共有する。
- ・「生徒指導委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

### ② 児童生徒に対する定期的な調査

#### ア いじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシートの実施

- ・いじめに関する記名式アンケートを6月・11月に実施。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（無記名式）において、実態の把握に努める。

#### イ 教育相談の実施

6月と11月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の見逃しのない観察に努める。

### ③ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、学校だより、HPで公開する。
- ・学校運営協議会、保護者懇談会等で意見を交流し、今後の取組に生かす。
- ・毎月の生指・総育の日で、継続して見逃しの無い観察を行い、経過観察をする。組織的に対応が必要な事案については、ケース会議を実施し、アセスメントを行う。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

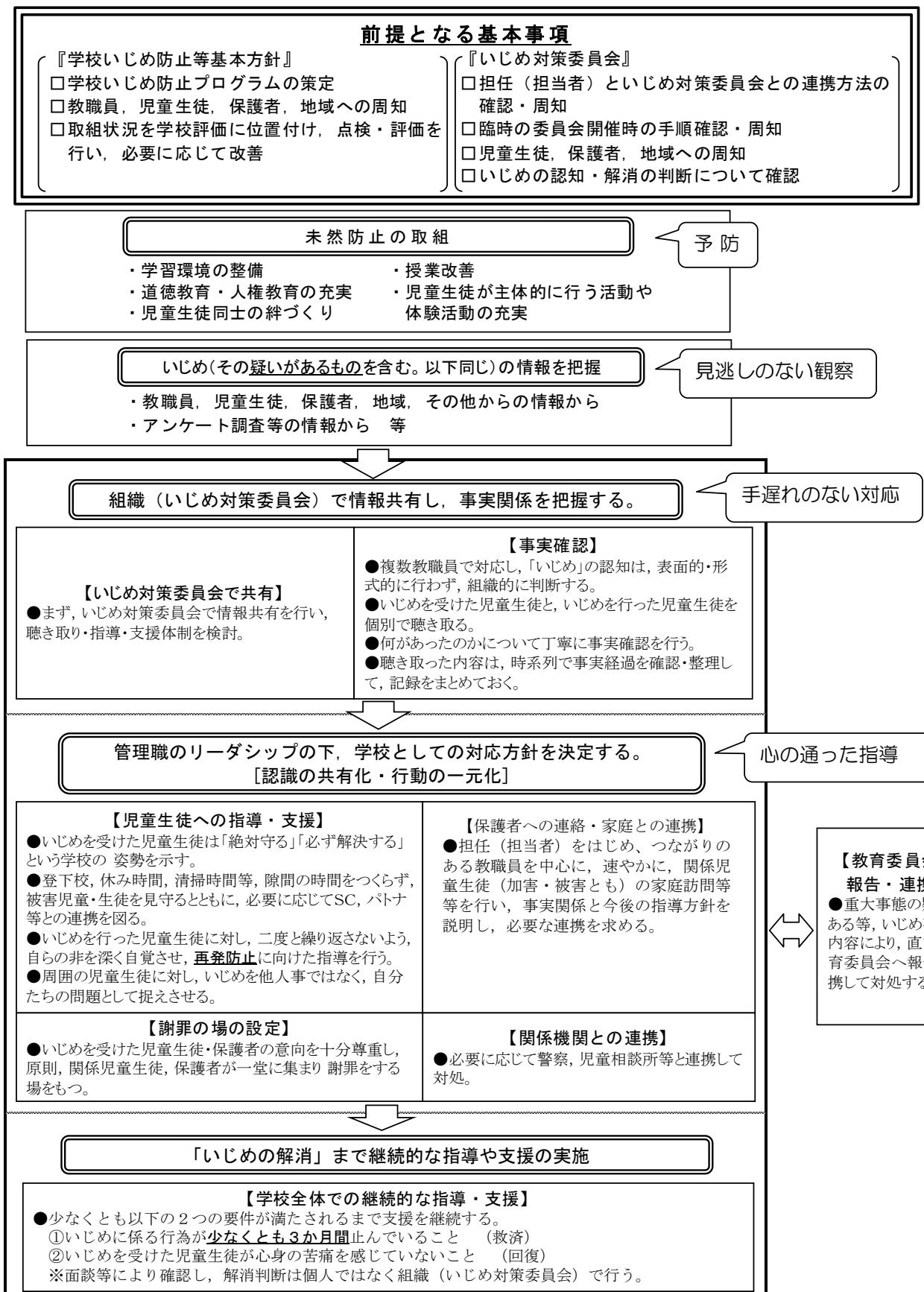
### ① 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「生徒指導委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ、関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

### ② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「生徒指導委員会」で情報を共有する。
- ・「生徒指導委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れ、情報の共有や連携を図る。

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



### ③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・スマートフォンや携帯ゲーム機、インターネット等における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」「情報モラル教室」「ケータイ教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

### ④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断せず、再発の無いよう注意深く観察を継続する。
- ・いじめを受けた児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続するまでは、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を注視し、経過をいじめ対策委員会で報告し、状況の共有を行い再発防止に努める。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ① 内容

- ・「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・内容は、「鳳徳小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の共通理解」「事例を基にした実践研修」「クラスマネジメントシート・いじめアンケート結果を基にした研修」等

### ② 実施時期

- ・総合育成支援部と連携し、生徒指導研修会（生指・総育の日）を毎月実施する。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「地域の子は地域で育てる」ことを実践するために、保護者や地域との連携を図る。
- ・いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・鳳徳PTAとの連携のもと、いじめ問題や人権問題に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・子ども見守り隊による登下校の見守り活動、学校運営協議会による様々な活動（ふれあい活動）を通し、地域の方々の多くの目で子どもたちを見ることにより、子どもたちに安心感を与え、好ましい人間関係を築けるようにする。
- ・学校だより、家庭教育学級、HP等を通して情報を発信する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、ケース会議等で情報を共有しておく。
- ・HATTスタンダードを軸に、地生連等中学校ブロックでの取組を協働で行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあ

ると認めるとき。) が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等をする。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等) を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	生徒指導研修会 「学校いじめ等防止基本方針共通理解」 「校内体制や組織的対応の共通理解」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 いじめ不登校対策委員会① 「各学年児童の情報共有」職員会	入学式 学級開き 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 児童会発足 あいさつ運動強化月間 なかまの日		授業参観 学級懇談会の中で 保護者啓発
5	職員会 「記名式アンケート・教育相談実施について」 生徒指導研修会（児童理解研修会） 「温かく見守りたい児童、いじめ等、各学級児童の共有①」 いじめ不登校対策委員会② 「各学年児童の情報共有」	憲法月間 朝会にて学校長の講話 児童会認証式 たてわりリーダー会発足 たてわりお迎え集会 なかまの日 【6年】修学旅行 たてわり遠足		憲法月間 「学校だより」で 啓発 家庭訪問・個人懇談会 学校運営協議会で説明
6	いじめ不登校対策委員会③ 「各学年児童の情報共有」 道徳推進月間	なかまの日	第1回いじめに関する アンケート（記名式） の実施、学年集約と共有① 教育相談週間（個別面談）①	休日参観（参観（道徳推進月間の公開授業） 学校説明会で「学校いじめの防止等基本方針」について学校長から保護者へ説明
7	いじめ不登校対策委員会④ 「いじめアンケート・教育相談結果の共有」 「各学年児童の情報共有」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ① P D C A サイクル」 職員会「学校評価の実施に向けて」①	なかまの日		個人懇談会 学校評価（前期）
8	生徒指導研修会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 ① P D C A サイクル」 「4月～7月いじめ事案の経過・いじめ問題等事例研修」 小中合同教職員研修会 「情報共有と連携」	なかまの日		

9	いじめ不登校対策委員会⑤ 「未然防止に向けた取組の確認・各学年児童の情報共有」 職員会 「学校評価の結果の共有」①	なかまの日		人権学習（道徳・社会）の授業参観 学級懇談会で、「学校いじめの防止等基本方針」について保護者説明
10	いじめ不登校対策委員会⑥ 「各学年児童の情報共有」 職員会 「記名式アンケートの実施について」 生徒指導研修会 「いじめ等、各学級児童の共有②」 道徳推進月間	なかまの日 運動会 音楽集会 【5年】花背山の家野外活動		学校運営協議会②で説明と評価
11	職員会 いじめ不登校対策委員会⑦ 「各学年児童の情報共有」 「いじめアンケート結果・教育相談の結果の共有」	なかまの日 学習発表会 全校音楽	第2回いじめに関するアンケート（記名式）の実施、学年集約と共有② 【5年】ケータイ教室	
12	いじめ不登校対策委員会⑧ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「各学年児童の情報共有」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 職員会 「学校評価の実施に向けて」②	人権月間 朝会にて校長の講話 なかまの日		個人懇談会② 家庭教育学級 学校評価（後期）
1	生徒指導研修会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」 いじめ不登校対策委員会⑨ 「各学年児童の情報共有」 「9月～12月いじめ事案の経過」	なかまの日 【6年】非行防止教室 【6年】薬物乱用防止教室		
2	いじめ不登校対策委員会⑩ 「各学年児童の情報共有」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 人権研修会 「生徒指導年間反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 職員会 「学校評価の結果の共有」②	なかまの日 音楽集会		新1年入学説明会で校長から講話 授業参観・学級懇談会の中で保護者啓発
3	いじめ不登校対策委員会⑪ 「各学年児童の情報共有」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の確認」	なかまの日 たてわりお別れ集会 見守りたい感謝の会	アンケート原本の保存（5年保存）	就学前子育て講座 学校運営協議会③で説明と評価